

議案第75号

西脇市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市部設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月30日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

情報発信及び情報管理の一元化を図るほか、都市整備部と上下水道部を統合し、技術部門の効率的かつ機能的な組織体制とするため。

西脇市部設置条例の一部を改正する条例

西脇市部設置条例（平成17年西脇市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「都市整備部」を削り、「上下水道部」を「建設水道部」に改める。

第2条都市経営部の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条総務部の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 情報管理に関すること。

第2条中都市整備部の項を削り、上下水道部の項を次のように改める。

建設水道部

- (1) 道路、橋りょう、河川その他の土木に関すること。
- (2) 都市計画に関すること。
- (3) 都市整備に関すること。
- (4) 開発指導に関すること。
- (5) 公営住宅及び建築に関すること。
- (6) 下水道に関すること。
- (7) 農業集落排水に関すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。